令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="2">NISAに係る所在地確認の手続きの簡素化等</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="2">所得税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="2">NISA口座開設10年後等の所在地確認の手続きの簡素化及びその他所要の措置を講じること。

<table>
<tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr>
<tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr>
<tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴ 政策目的

新しいNISA制度が開始された中、手続の更なる簡素化により、投資家の利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図ること。

⑵ 施策の必要性

金融機関は、顧客が新NISA（及びつみたてNISA）の口座開設をした後、10年経過時（その後５年経過毎）に顧客の氏名及び住所を確認することとされており、当該確認ができない場合は、新規買付が停止となり、顧客の資産形成プランに影響を及ぼすおそれがある。
現在求められている郵送等による確認方法では、顧客および金融機関の負担が大きいことから、昨年の税制改正大綱を踏まえ、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討が必要。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	NISA の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	全ての NISA 口座開設顧客の利便性向上につながる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	要望の措置は制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局市場課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">法人税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">投資法人に係るペイスル一課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）について、令和８年３月末までとなっている取得期限を５年間延長し、税制優遇の適用期間（取得した再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内）を現行より長期化すること。
また、インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合に、再エネ設備の運用方法を賃貸要件に限定しないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>※「制度自体の減収額」は本要望項目以外の適用実績を含んだ額を基に試算しているため、右の減収額は、本税制の適用実績に限って試算した場合に比べて大きな額となっている。</td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）
（改正増減収額）</td><td>―　百万円
（▲120,100百万円）
（―　百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。

⑵　施策の必要性
本件税制優遇措置の導入以降、５銘柄（時価総額約963億円 、令和７年７月現在）のインフラファンドが上場。各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、直近５年間で再エネ設備の資産が約1,466億円増加（同月現在）。
一方、再エネ設備の取得期限（時限措置）が３年間となっていることが導管性の適用継続を前提としたファンドの新規上場の障壁となっていることに加え、導管性の適用期限が20年間とされているため、長期安定的な運用を見据えた設備取得・追加投資が困難である。また、匿名組合出資（組合員は業務決定・執行ができない）を通じて再エネ設備に投資する場合にも賃貸要件が課されており、共同出資案件に参加しづらいとの指摘がある。
このため、インフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しする観点から、本税制措置が効果的に機能するよう、見直し及び延長が必要。
（注）これまで、平成 26 年度（創設）、平成 28 年度（拡充）及び平成 29 年度・令和２年度・令和５年度（延長）に税制改正。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、同市場への民間投資を引き続き積極的に後押しし、金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	５年間の延長を要望する。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標に同じ）
		政策目標の達成状況	本件税制優遇措置の導入以降、５銘柄（時価総額約963億円）のインフラファンドが上場。令和７年７月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。
	有効性	要望の措置の適用見込み	足下において、現在上場している５銘柄に引き続き、上場に向けて検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限や導管性の適用期間の延長、適用要件の緩和により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長（10 年→20 年）されたことを受け、平成 28 年６月に第１号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和２年度税制改正及び令和５年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ３年間延長された。こうしたことを受け、令和７年７月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加しており、措置の有効性が認められる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	上場インフラファンド市場を通じて、足下の再エネ設備への投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しすることが重要であり、ファンドが導管的な器（ビークル）であることに適合した課税上の取扱いを措置することは妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>令和元年度</td><td>２年度</td><td>３年度</td><td>４年度</td><td>５年度</td><td>６年度</td></tr>
<tr><td>上場インフラファンド数（累計）※</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>5</td></tr>
<tr><td>ファンドの合計資産額（億円）</td><td>1,646</td><td>2,514</td><td>3,193</td><td>3,234</td><td>3,076</td><td>3,112</td></tr>
</table>
※毎年３月時点で決算期が到来したファンドの数を集計
</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>根拠条文：67 の 15
適用件数：232、適用法人数：122
適 用 額：8,110 億円
※「投資法人に係る課税の特例」の適用実績（令和５年度）
※本要望項目の適用件数及び適用法人数、適用額は当該根拠条文の適用実績の一部であり、本税制の適用を受ける上場インフラファンド数は５法人。</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長（10 年→20 年）されたことを受け、平成 28 年６月に第１号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和２年度税制改正及び令和５年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ３年間延長された。こうしたことを受け、令和７年７月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加しており、措置の有効性が認められる。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、同市場への民間投資を引き続き積極的に後押しし、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>上記の通り、これまでに７銘柄が上場され、令和７年７月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加した。足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>平成 26 年度税制改正要望にて、本件税制優遇措置の創設を要望。
平成 28 年度税制改正要望にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長（10 年→20 年）を要望。
平成 29 年度税制改正要望にて、平成 29 年３月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和２年３月末までの延長を要望。
令和２年度税制改正要望にて、令和２年３月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和５年３月末までの延長を要望。
令和５年度税制改正要望にて、令和５年３月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和８年３月末までの延長を要望。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	暗号資産取引に係る課税の見直し
税目	所得税、相続税、登録免許税、法人税、消費税

要望の内容

暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと。

平年度の減収見込額	― 百万円
（制度自体の減収額）	（ ― 百万円）
（改正増減収額）	（ ― 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

⑴ 政策目的

暗号資産については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和７年６月13日閣議決定）において、「諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。」とされているところ。

暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援する。

⑵ 施策の必要性

足元、国内外の投資家による暗号資産投資の増加が指摘されているが、現在、有価証券取引等から生じる所得には基本的に分離課税が適用される一方で、暗号資産取引から生じる所得は総合課税の対象とされている。

昨年公表された税制改正大綱において、投資家保護のための必要な法整備を行うこと等と併せて、暗号資産取引に係る課税の見直しを検討することとされたことを踏まえ、所要の検討を進める必要。

併せて、諸外国の動向を踏まえ、我が国でも暗号資産 ETF の組成を可能とするための検討を税制面を含めて行う必要。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	暗号資産取引を行う投資家等に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援するうえで有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―

		要望の措置の妥当性	暗号資産取引等に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し
税目	法人税、所得税
要望の内容	クロスボーダー投資の活性化のため、ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用が可能となるよう所要の措置を講ずること。 また、一定の金融機関が行う租税条約に係る手続について、簡素化を行うこと。 平年度の減収見込額 ― 百万円 （制度自体の減収額） （ ― 百万円） （改正増減収額） （ ― 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 クロスボーダー投資の活性化に向けて、租税条約等に係る手続の見直しを行うことで、国際金融センターとしての機能強化を図ること。 ⑵　施策の必要性 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。 しかしながら、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にあるため、所要の措置が必要である。 また、租税条約に関する届出については、本体の届出書以外にも様々な添付書類の提出が必要とされるなか、大部分は紙媒体や光ディスクで提出せざるを得ず、支払の取扱者である金融機関（サブ・カストディアン）や税務署では多量の紙媒体等の管理・保管を余儀なくされている現状であるため、手続の簡素化が必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	租税条約に係る手続の見直しを行うことにより、クロスボーダー投資が活性化すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	―
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	租税条約に係る手続の見直しを行うことにより、クロスボーダー投資が活性化する見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	クロスボーダー投資の活性化を図り、国際金融センターとしての機能強化を図るという政策目的を実現する観点から、妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>昨年度に続けて３度目の要望である。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td>特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td>法人税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td>金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするため、グローバルな投資運用業者の業務運営方法等に照らして現行制度の適用要件の緩和が必要であることから、税制上の措置の拡充及び延長を求めるもの。
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td>⑴　政策目的
専ら海外投資家を対象とする金融事業者に対する課税の特例を拡充・延長することで、金融事業者・高度金融人材の日本への参入を促進し、我が国の国際金融センターとしての地位を確立すること。

⑵　施策の必要性
「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和２年 12 月８日閣議決定）」において、「世界に開かれた国際金融センターの実現」が盛り込まれ、各種取組みが行われてきたところ。
本特例の拡充・延長を通じて、金融事業者や高度金融人材の受け入れを加速させることは、国際金融センターとしての地位を確立するために必要である。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	金融事業者に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	金融事業者や高度金融人材を呼び込むことを通じた国際金融センターの地位の確立に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>現時点で適用実績なし</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>令和３年度税制改正により制度創設</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

<table>
<tr><td>項目名</td><td>金融機能強化法の経営強化計画等に基づき行う登記の登録免許税の軽減措置の拡充及び延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td>登録免許税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td>金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に規定する経営強化計画に係る決定等に基づく資本参加や資金交付（以下、「資本参加等」という。）に伴い負担する登録免許税率を軽減する租税特別措置法第 80 条の２及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条の２の措置について、金融機能強化法の検討に併せ、所要の延長及び拡充の措置を講じること。

<table>
<tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－　百万円</td></tr>
<tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr>
<tr><td>（改正増減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td>⑴　政策目的
金融機能強化法による資本参加等の措置により、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を図ることで、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資すること。

⑵　施策の必要性
資本参加等を受ける金融機関等に対する登録免許税の負担を軽減することは、当該金融機関等による経営強化計画や実施計画のより円滑かつ効果的な実施に資するものと考えられ、本件租税特別措置の延長及び拡充が必要である。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	金融機能強化法における資本参加等の申請期限まで
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	金融機能強化法が制定された平成16年以降、延べ39金融機関等に資本参加、資金交付制度が創設された令和３年以降、延べ14 金融機関に資金交付を行っており、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に寄与したものと考える。
	有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	資本参加等に伴う登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―

		要望の措置の妥当性	資本参加等に伴う登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、本軽減措置の適用実績は 20 件である。

【租税特別措置法に基づく軽減】（単位：百万円）

【資本参加】

資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額
H18. 11	㈱紀陽ホールディングス	15,750	71
H21. 3	㈱北洋銀行	50,000	175
H21. 3	㈱南日本銀行	7,500	26
H21. 3	㈱福邦銀行	3,000	11
H21. 9	㈱第三銀行	15,000	53
H21. 9	㈱みちのく銀行	10,000	35
H21. 9	㈱きらやか銀行	10,000	35
H21. 12	㈱東和銀行	17,500	61
H21. 12	㈱高知銀行	7,500	26
H22. 3	㈱北都銀行	5,000	18
H22. 3	㈱宮崎太陽銀行	6,500	23
H26. 3	㈱豊和銀行	8,000	28
R5. 9	㈱じもとHD・㈱きらやか銀行	18,000	63

【資本参加（計画変更）】

計画承認年月	金融機関名	資本金の額	減収額
R4. 3	㈱プロクレアホールディングス	20,000	70

【資金交付】

計画認定年月	金融機関名	資本金の額	減収額
R4. 9	㈱あいちフィナンシャルグループ	20,000	70

【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく軽減】（単位：百万円）

資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額
H23. 9	㈱仙台銀行	15,000	83
H23. 9	㈱筑波銀行	17,500	96
H24. 9	㈱東北銀行	5,000	28
H24. 12	㈱きらやか銀行	10,000	55
H24. 12	㈱きらやか銀行	5,000	28

※　金融機能強化法に基づく資本参加であっても、銀行（株式会社）以外に対するもの、劣後ローンによるものについては本件軽減措置の対象とならない。

		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本軽減措置が適用され、金融機関等による資本参加等に係る経営強化計画等が円滑に履行されることは、金融機関の経営基盤及び金融機能の強化につながり、そのことが、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資するものとなったと考える。
	前回要望時の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、本軽減措置の適用により、当該金融機関等の経営基盤や金融機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与したものと考える。
これまでの要望経緯		平成 16 年度税制改正において、組織再編成の場合の措置として創設（新設）され、４年間の時限措置が認められた。 平成 20 年度税制改正においては、金融機能強化法の申請期限切れに伴い、延長要望は行わなかった。 その後、平成20年12月の金融機能強化法改正（申請期限延長）時に、平成 20 年度税制改正で廃止された措置に、金融機関単体への資本参加の場合を追加し、同様の軽減措置の延長が認められた。 その後、平成22年度、平成24年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、平成31年度、令和４年度（資金交付を適用対象に追加）及び令和６年度税制改正で同措置の延長を要望し、延長がなされている。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="2">上場株式等の相続税に係る見直し</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="2">相続税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="2">国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すため、上場株式等について、相続税評価方法の見直し等を行うこと。
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－　百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴　政策目的
上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すこと。

⑵　施策の必要性
相続財産となった上場株式等は、原則として、相続時点の時価で評価される。
他方、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいにもかかわらず、不動産等と異なり時価の 100%で評価されること等から、相続前に売却され、他の資産への買換え等が行われるケースがみられるなど、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	3,281 万人（2024 年度 株主等通知用データ） （出典）証券保管振替機構　統計データ（2025 年８月）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促す措置として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すためには、上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等が必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>平成 28 年度からの継続要望。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	国際情勢を考慮した国際租税に係る所要の措置
税目	所得税、法人税
要望の内容	租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額について、外国税額控除の対象とすること。 平年度の減収見込額 ― 百万円 （制度自体の減収額） （ ― 百万円） （改正増減収額） （ ― 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴ 政策目的 国際情勢を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。 ⑵ 施策の必要性 我が国では、国際的な二重課税の排除方式として、外国で納付した外国税額を一定の範囲内で納付すべき税額から控除する外国税額控除制度が認められている。 ただし、租税条約を締結している場合、外国税額のうち租税条約の規定により条約相手国において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額については、外国税額控除の対象外とされているところ。 租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額についても、外国税額控除の適用が認められておらず、国内金融機関に追加的な税負担が生じているため、このような国際情勢を考慮した措置を講じる必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	租税条約の一部条項が停止された相手国に進出している国内金融機関への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	―
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	―
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	―
	前回要望時の達成目標	―
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	―
これまでの要望経緯		今年度が２回目の要望である。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">相続税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額※に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算すること。
※　法定相続人数×500 万円
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>▲25,061 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　　－　百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（　　－　百万円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
国民一人ひとりが準備している死亡保障に対し、税制上の支援として具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。

⑵　施策の必要性
生命保険は被相続人（被保険者）がその死亡によって生じる遺族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は他の相続財産と異なり、当初から明確に遺族の生活資金として目的付けされているものである。
死亡保険金が遺族の生活資金としてその生活安定のための役割を果たしている現状に鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であることから、本施策は必要である。
また、平成 27 年１月より相続税の基礎控除が引き下げられたことから、相続税の課税対象となる者は増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="5">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>Ⅱ－１
利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>恒久措置とする。</td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td>政策の達成目標と同じ。</td></tr>
<tr><td>政策目標の達成状況</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有効性</td><td>要望の措置の適用見込み</td><td>約 36 万人（令和５年の相続が発生した世帯における配偶者及び未成年の子の数の推計）</td></tr>
<tr><td>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</td><td>子育て世帯の 30 歳代から 40 歳代の男性の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は約 2,200 万円（※１）となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。
一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状（※２）から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えるところ。
さらに、相続財産の 38.3%が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況（※３）や平均世帯人員数が減少傾向（※４）となっており現行の非課税限度額（法定相続人数×500 万円）と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額（約 2,200 万円）（※１）との間に差異がある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。
本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、政策の達成目標に照らし、有効な手段と考える。
（※１）「令和４年度 生活保障に関する調査」（生命保険文化センター）（子育て世帯・男性）
<table><tr><td></td><td>30・40 代</td><td>30～34 歳</td><td>35～39 歳</td><td>40～44 歳</td><td>45～49 歳</td></tr><tr><td>普通死亡保険金額（平均）</td><td>2,246 万円</td><td>2,665 万円</td><td>2,402 万円</td><td>2,022 万円</td><td>2,145 万円</td></tr></table>
（※２）「令和６年 家計調査」（総務省）（１ヶ月ベース）
<table><tr><td></td><td>実収入（①）</td><td>実支出（②）</td><td>収支（①－②）</td></tr><tr><td>母子世帯</td><td>304,114 円</td><td>278,086 円</td><td>26,028 円</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="2"></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>勤労者世帯</td><td>636,155 円</td><td>438,723 円</td><td>197,432 円</td></tr>
</table>
（※３）「国税庁統計情報（令和５年度）」
<table>
<tr><td></td><td>土地・家屋等（A）</td><td>課税価格合計（B）</td><td>(A/B)</td></tr>
<tr><td>取得財産価額</td><td>8,287,720 百万円</td><td>21,633,497 百万円</td><td>38.3%</td></tr>
</table>
（※４）「令和６年 国民生活基礎調査の概況」（厚生労働省）
<table>
<tr><td></td><td>昭和 61 年</td><td>令和６年</td></tr>
<tr><td>平均世帯人員数</td><td>3.22 人</td><td>2.20 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="4">相当性</td><td>当該要望項目以外の税制上の措置</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td>―</td></tr>
<tr><td>要望の措置の妥当性</td><td>相続税納付後の生活資金を確保するための措置としては、予算その他の措置によるものよりも、死亡保険金の相続税非課税限度額を引上げる税制上の措置によるのが妥当である。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td rowspan="2">租税特別措置の適用実績</td><td>本措置の適用による減税額（推計）
・平成 30 年　60,478 百万円
・令和元年　58,393 百万円
・令和２年　64,857 百万円
・令和３年　75,682 百万円
・令和４年　90,434 百万円
・令和５年　98,217 百万円

※非課税限度額は、500 万円で計算。
※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考えている人が約５割（※1）いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td></td><td>

① 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金の割合は約 6.5%であるが、現預金及び退職手当金等の合計額（約 4,700 万円）と、相続税額及び債務等の合計額（約 4,600 万円）がほぼ同水準であること（※2）から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。

② なお、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人（※3）についても、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は 50.0%である一方で、「相続および相続税の支払いを考えて」は 1.8%に過ぎない状況であり、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる（※4）。

こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が適用されることを通じて、国民生活の安心と安定に寄与している。

（※1）「令和６年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター）

（※2）死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">相続財産全体</td><td colspan="6">内訳</td><td rowspan="2">債務等</td><td rowspan="2">相続税額</td></tr>
<tr><td>現預金等</td><td>死亡保険金等</td><td>退職手当金等</td><td>有価証券</td><td>土地等</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>価額（千円）</td><td>212,111</td><td>41,560</td><td>13,747</td><td>5,248</td><td>19,661</td><td>97,301</td><td>34,594</td><td>25,299</td><td>20,667</td></tr>
<tr><td>割合（%）</td><td>100.0</td><td>19.6</td><td>6.5</td><td>2.5</td><td>9.3</td><td>45.9</td><td>16.2</td><td></td><td></td></tr>
</table>

出典：「平成 18 年度決算検査報告」（会計検査院）

（※3）国税庁統計情報（令和５年）より算出したところによれば３分の１。

（※4）「令和６年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター）

</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>昭和 63 年に法定相続人一人当たり 250 万円から 500 万円に引き上げられた。
本要望については、平成３年度税制改正より継続して要望している。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	改正資金決済法の施行に伴う自動的情報交換制度の実施に係る所要の措置
税目	租税条約等実施特例法
要望の内容	資金決済法一部改正法（令和７年６月公布）の施行に伴い、新たに導入された「履行保証金弁済信託契約」について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「租税条約等実施特例法」という）上の特定取引の対象外とするなど、所要の措置を講じること。 平年度の減収見込額　—　百万円 （制度自体の減収額）（　—　百万円） （改正増減収額）（　—　百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 改正資金決済法により導入された履行保証金弁済信託契約について、非居住者に係る金融口座情報の報告制度の対象外とすることで、当該契約の活用を促し、資金移動業者破綻時の利用者資金のより迅速な返還を実現する。 ⑵　施策の必要性 改正資金決済法により追加された履行保証金弁済信託契約により、資金移動業者破綻時の迅速な資金返還を実現する。 もっとも、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度において、租税条約等実施特例法は、一部取引を除き、金融機関等にて信託契約等の取引（特定取引）を行う者に対して、必要事項を金融機関等へ提出する義務を課しており、履行保証金弁済信託契約も対象となった場合、活用が進まない可能性が懸念される。 また、履行保証金弁済信託契約と同様の手続である金融商品取引法上の顧客区分管理信託に係る契約についても、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の対象外とされている。 このように、履行保証金弁済信託契約について活用を促す観点や、金融商品取引法上の制度との公平性の観点から、履行保証金弁済信託契約についても、租税条約等実施特例法の特定取引の対象外とすることが必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	―
		政策の達成目標	―
		租税特別措置の適用又は延長期間	―
		同上の期間中の達成目標	―
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	―
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	―
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	―

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>令和７年６月に成立・公布した改正資金決済法に基づき、今回新たに要望を行うものである。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等の特定口座移管にかかる所要の措置
税目	所得税
要望の内容	従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること。 平年度の減収見込額　—　百万円 （制度自体の減収額）（　—　百万円） （改正増減収額）（　—　百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴ 政策目的 従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等の特定口座移管に関する利便性を向上することを通じて、投資環境の更なる整備を図ること。 ⑵ 施策の必要性 従業員持株会制度等を通じて取得した上場株式等を特定口座へ移管する場合、取得価額等の適切な管理を担保する観点から、原則として持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等に開設された特定口座に限定して移管できることとされているが、特例として一定の資本関係がある金融商品取引業者等（※）の特定口座への移管も認められている。 近年、金融グループの組織再編等が行われているが、その際、資本関係が変更となる場合には、実質的な管理体制に変更がなくとも、形式上、上記特例による移管が認められなくなるケースが生じるなど、利便性の低下が懸念される。 ※ 持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等の発行済株式の 50%以上を直接保有する親会社が発行済株式の 50%以上を直接保有する金融商品取引業者等

―今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ　利用者の保護と利用者利便の向上 施策１　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	金融グループの組織再編等により、従来の資本関係が維持されなくなる事例においても、引き続き直接移管を行うことが可能となり、投資家の利便性向上につながる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、投資家の利便性向上に資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―

		要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資家の利便性向上に資するものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="2">OECD の新国際課税ルールに係る所要の措置</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="2">法人税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="2">OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じること。
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴　政策目的
OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、実務に配慮した措置を講じることにより、国内金融機関に過度な事務負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。

⑵　施策の必要性
2021 年 10 月に国際的に合意された新国際課税ルールに関して、我が国においても、令和５年度税制改正により新国際課税ルールの第２の柱（グローバル・ミニマム課税）のうち所得合算ルール（IIR）、令和７年度税制改正により軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）が法制化された。
追加のガイダンス等 OECD において議論されるものについては、法整備が検討されているところ。
国内法の整備にあたっては、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じる必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関の実務に配慮した措置を講じること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	OECD の新国際課税ルールの適用がある国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることは、国内金融機関の適正な業務遂行に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることは、国内金融機関の適正な業務遂行に資するため、妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>昨年度に続けて３度目の要望である。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局市場課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">金融制度等の見直しに伴う所要の措置</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">金融制度等の見直しに伴う所要の措置を講ずること。

平年度の減収見込額 ― 百万円
（制度自体の減収額） （ ― 百万円）
（改正増減収額） （ ― 百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴ 政策目的
金融制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。

⑵ 施策の必要性
金融制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずる必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	―
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	―
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	―
	前回要望時の達成目標	―
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	―
これまでの要望経緯		―

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td>NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実</td></tr>
<tr><td>税目</td><td>所得税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td>あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実のための措置を講ずること。

具体的には、
① こども支援の一環として、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し
② 様々な資産運用ニーズに応えるため、対象商品の拡充等
③ 投資商品を入替しやすくするため、非課税保有限度額の当年中の復活
に関する措置を講ずること。

<table>
<tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr>
<tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr>
<tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td>⑴政策目的
NISA 対象商品の拡充等により、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援し、NISA の一層の充実を図ること。

⑵施策の必要性
NISA の抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたって NISA の利用が広がっている。
NISA の普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実を図る必要。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td rowspan="2">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td>
<td rowspan="2">合理性</td>
<td>政策体系における政策目的の位置付け</td>
<td>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上
施策１　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

資産所得倍増プラン（抄）
２．目標
〇資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、５年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。
〇加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、５年間で、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。

国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄）
Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策
１ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備
（２）新しい NISA
令和９年末時点における NISA 総口座数を 3,400 万へ、NISA 買付額を 56 兆円へ増加させることを目指す。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（抄）
Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化
２．家計の安定的な資産形成
①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備
NISA について、効果検証を行うとともに、対象商品の多様化を検討する。
②高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備
高齢者を含めあらゆる世代が NISA の投資枠を活用することができ、計画的に資産運用を続けながらその成果を活用して生活に充てることができるよう、顧客本位の金融商品・サービスの提供を前提に、対象商品の拡大を含む NISA 制度の充実を検討する。
③若い世代から資産形成に取り組むことを促進するための環境整備
子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISA の活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針 2025（抄）
３．「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
（７）資産運用立国の実現
資産運用立国に向けた更なる改革を実行する。全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、ＮＩＳＡ制度の一層の充実の検討、金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備に取り組む</td>
</tr>
<tr>
<td>政策の達成目標</td>
<td>NISA の普及・利用促進により、中間層を中心とする層に対して安定的な資産形成を促すこと。

令和９年末時点における NISA 総口座数を 3,400 万口座、NISA 買付額を 56 兆円とすること。</td>
</tr>
</table>

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	口座数：2,647 万口座 買付額の合計：59.2 兆円 （出典）金融庁「NISA 利用状況調査」（令和７年３月末時点）
	有効性	要望の措置の適用見込み	あらゆる世代の安定的な資産形成の促進につながる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	口座数：2,647 万口座 買付額の合計：59.2 兆円 （出典）金融庁「NISA 利用状況調査」（令和７年３月末時点）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	口座数は 2,647 万口座（令和７年３月末時点）と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	前回要望時の達成目標	―
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	―
これまでの要望経緯		・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和２年度改正 NISA の恒久化等 ・令和３年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和４年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和５年度改正 NISA の恒久化等 ・令和６年度改正 NISA の利便性向上等 ・令和７年度改正 NISA の利便性向上等

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">生命保険料控除制度の拡充の恒久化等</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">所得税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">令和８年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する２万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。

平年度の減収見込額 精査中
（制度自体の減収額）（ — 百万円）
（改正増減収額）（ — 百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴ 政策目的
生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。

⑵ 施策の必要性
人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。
こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 4,000 万人（※） （出典：国税庁「令和５年分民間給与実態統計調査」及び「令和５年分申告所得税標本調査」） ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約３兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,348 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考え

る死亡保険金額 2,289 万円に比べて６割程度に留まっている(※)。

このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考える。

本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。

（出典：生命保険文化センター「令和４年度　生活保障に関する調査」）

※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

（給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※（%））

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
一般生命	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3
介護医療	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0
個人年金	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2
全体	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2

（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）

（一人当たりの保険料控除額※（万円））

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
一般生命	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6
介護医療	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2
個人年金	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
全体	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8

（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）

※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

―

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約６割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。

（※）生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果

質問	回答	回答割合
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	8.0%
	新規加入・増額を前向きに検討したい	21.5%
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	26.9%

（出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査　2025」）

生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。

	前回要望時の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理　　由	―
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の３つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の２つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和６年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和６年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和７年度税制改正で検討し結論を得ることとされ、令和７年度税制改正では、令和８年中の１年間の時限的な措置とされた。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">所得税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。
１　投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。
２　損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。
３　制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>▲12,500 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（　— 百万円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的

個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。

⑵　施策の必要性

わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。
こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：94 万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,606 万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式５　属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―

		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			平成 17 年度からの継続要望。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="2">東日本大震災関連の印紙税非課税措置の延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="2">印紙税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="2">⑴　要望の措置の内容
東日本大震災の被災者に対し、民間金融機関が貸主となる特別貸付制度に係る金銭消費貸借契約書については、印紙税免除の対象となっているところ（令和８年３月末まで）。
引き続き、民間金融機関からの震災関連貸付について印紙税を免除することにより、民間ファイナンスによる復興の後押しを図る。

⑵　要望の措置の適用期間
被災地域の復興の十分な後押しを図るため、印紙税の免除措置を延長する。

平年度の減収見込額　—　百万円
（制度自体の減収額）（　—　百万円）
（改正増減収額）（　—　百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴　政策目的

東日本大震災の被災者に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて、生活や事業の再建の支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を促すこと。

⑵　施策の必要性

被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付については、依然ニーズがある状況。
このため、民間ファイナンスによる被災者の復興支援の十分な後押しを図るため、本施策を延長することが必要。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策３　業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
		政策の達成目標	東日本大震災の被災者に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて、生活や事業の再建の支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	５年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	東日本大震災の被災者が適用対象。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付に係る印紙税の免除を通じて、被災者の復興支援の更なる後押しが期待されることから、本施策は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付に係る印紙税の免除を通じて、被災者の復興支援が促されることから、本施策は妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

○過去５年間の適用実績

【①事業用資金】

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
新規貸付	適用件数(件)	619	525	641	552	632
	貸付金額(百万円)	17,935	17,851	20,659	15,866	20,648
条件変更	適用件数(件)	681	601	621	601	627

※個人事業主・フリーランスに対する貸付を含む。

【②住宅ローン】

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
新規貸付	適用件数(件)	314	274	260	186	126
	貸付金額(百万円)	8,561	8,039	8,233	5,986	4,346
条件変更	適用件数(件)	64	41	61	97	63

【③その他、個人向けローン】

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
新規貸付	適用件数(件)	16	17	5	2	0
	貸付金額(百万円)	66	35	19	17	0
条件変更	適用件数(件)	0	0	0	0	0

【④(①＋②＋③)合計表】

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
新規貸付	適用件数(件)	949	816	906	740	758
	貸付金額(百万円)	26,562	25,925	28,911	21,869	24,994
条件変更	適用件数(件)	745	642	682	698	690

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

―

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本施策は、被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付に係る印紙税の免除を通じて、被災者の復興支援を促す。

前回要望時の達成目標

―

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

―

これまでの要望経緯

平成 24 年度要望：本特例措置を新設。
令和３年度要望：適用期限の５年延長（令和８年３月末まで）。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化
税目	所得税、法人税
要望の内容	クロスボーダーのレポ取引の利便性の向上と活性化のため、本邦金融機関等と特定外国法人（海外ファンド等）との間における債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置について恒久化（少なくとも措置の延長を）すること。 平年度の減収見込額 ― 百万円 （制度自体の減収額）（ ― 百万円） （改正増減収額）（ ― 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴ 政策目的 我が国レポマーケットへ海外投資家の参加者を促すことで、多様で厚みのある投資家層を形成し、短期金融市場・金融機関の資金調達の安定化を図る。 ⑵ 施策の必要性 レポ取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の取り手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引。 クロスボーダーのレポ取引に関しては、外国金融機関等が国内金融機関等と行うレポ取引についてレポ特例が恒久措置とされており、また、平成 29 年度からは、クロスボーダーのレポ取引の利便性向上と活性化のため、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引についてもレポ特例が新設された。 一方で、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引については、令和８年３月 31 日までの時限措置とされているため、金融機関の短期資金の調達を円滑にする観点から、制度の恒久化を行う必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関の短期資金の調達を円滑にする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定外国法人（海外ファンド等）に対して適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の恒久措置が講じられることにより、制度の安定化が図られるとともに、金融機関の短期資金の円滑な調達につながると考えられることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現行措置の恒久化を求めるものであり、予算その他の措置によって実現することはできないため妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>＜参考：非居住者等の債券現先取引の平均残高＞
令和２年度　51 兆 8,468 億円
令和３年度　49 兆 0,802 億円
令和４年度　68 兆 0,855 億円
令和５年度　84 兆 9,183 億円
令和６年度　103 兆 6,171 億円
（出所）日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」
（注）非居住者等には、レポ特例の適用対象外の者も含む。</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>特定外国法人が国内金融機関等と直接クロスボーダーのレポ取引を行うことにより、レポ取引への積極的参入につながることから、有効である。
また、非課税措置がなければ、レポ特例の対象外となる海外ファンド等は本邦金融機関等との直接のレポ取引を敬遠すると考えられ、本邦金融機関等の短期資金の円滑な調達の観点から、支障が生じると考えられる。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>金融機関の短期資金の調達を円滑にする。</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>現行措置により、国内金融機関等の受け入れ態勢の整備が進んだこともあって着実にレポ特例を活用した取引が行われているが、時限措置であることから、安定的な資金調達には至っていない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>外国金融機関等に係るレポ特例（恒久措置）に加え、平成 29 年度税制改正において特定外国法人に係るレポ特例（２年間の時限措置）が設けられ、令和元年度及び令和３年度税制改正においてそれぞれ２年間、令和５年度税制改正において更に３年間延長された。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長
税目	法人税

要望の内容

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。このうち、令和８年３月末で日切れとなる③（欠損金の繰戻しによる還付）について、延長することを要望する。

		機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和 14 年３月末まで措置）	10 年間
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100% （令和 18 年３月末まで措置）	所得金額の 50%
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和８年３月末まで措置）	なし

平年度の減収見込額	― 百万円
（制度自体の減収額）	（ ― 百万円）
（改正増減収額）	（ ― 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

⑴ 政策目的

銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。

⑵ 施策の必要性

機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての上記役割を十分に果たせるよう措置されているものであることから、延長する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	租税特別措置法第 66 条の 12 第１項の不適用期限まで
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	機構は、その設立から令和６年度末までの間に、３兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込みは機構のみである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、当該特例措置を設けることは、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○国税 ・　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となるところ、機構は令和 14 年３月 31 日以前に開始する各事業年度において、年数の制限なく繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の４第１項）。 ・　欠損金の繰越控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越控除をする事業年度における繰越控除前所得の 100 分の 50 相当額が限度であるところ、機構は、繰越控除前所得を限度額として繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の４第２項）。

			○地方税 ・　法人住民税（法人税割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付額を控除することとされている（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「保有制限法」という。）第58条第１項）。 ・　事業税（所得割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付に対応する欠損金を損金に繰り入れることとされている（保有制限法第58条第２項、保有制限法施行令第25条第２項）。 ・　事業税（資本割）の課税標準の計算に際し、令和８年３月31 日までの間に開始する各事業年度において、資本金等の額を 10 億円とみなすこととされている（地方税法附則第９条第３項）。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、延長の措置が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	― なお、本特例措置は、令和４年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管したもの。保有制限法において措置していた本特例による適用実績は、以下のとおり。 ・減収（繰戻還付）額 （年度）　（減収額） 平成 14 年度　76 百万円 平成 20 年度　38 百万円 平成 24 年度　2,867 百万円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	―
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、相応の役割を果たしているものと認められる。

	前回要望時の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
これまでの要望経緯		令和４年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管し、創設され、令和６年度税制改正において２年間の延長が認められている。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	外国組合員に対する課税の特例の見直し
税目	所得税、法人税
要望の内容	海外投資家が、日本に無限責任組合員(GP)がいるファンドに有限責任組合員(LP)として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、その要件及び手続きの見直しを行う。 平年度の減収見込額 ― 百万円 （制度自体の減収額） （ ― 百万円） （改正増減収額） （ ― 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴ 政策目的 スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する。 ⑵ 施策の必要性 我が国のスタートアップのスケール化は諸外国と比べて低い水準にあるところ、我が国からグローバルに活躍するスタートアップを生み出すためには、グローバル・エコシステムとの連結を促進し、投資金額が大きくグローバルなネットワークを有する海外投資家の日本への呼び込む環境及び体制を強化することが重要である。 他方で、海外投資家による国内ファンドへのLP出資に係る所得に対する課税について、米国・英国・シンガポールでは、通常、非課税とされており、日本の課税制度との間に差異がある。 本措置の適用要件や手続きとしては以下のようなものが挙げられる。 ・投資組合の有限責任組合員であること ・投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること ・投資組合の業務執行行為を行わないこと ・投資組合の無限責任組合員と特殊の関係にないこと ・この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設帰属所得を有しないこととなること ・LPである海外投資家自身が特例申告手続きを行うこと ・本措置と事業譲渡類似株式の譲渡益課税の特例の適用を受ける場合には、それぞれの申告手続きを行うこと これらの要件や手続きにつき、海外投資家による投資の障害にならないように、諸外国の制度とのイコールフッティングを確保することが重要であり、本措置について、実態に沿わない要件や手続きを見直すことが有効であると考えられる。

<table>
<tr><td rowspan="7">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="6">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>Ⅲ－１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させ、その効果も含め、「スタートアップ育成５か年計画」（令和４年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において掲げている、スタートアップへの投資額について「５年後の 2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）」とする目標を達成すること。</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>―</td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td>―</td></tr>
<tr><td>政策目標の達成状況</td><td>（単位：億円）
<table>
<tr><td></td><td>令和４年</td><td>令和５年</td><td>令和６年</td></tr>
<tr><td>スタートアップの資金調達額</td><td>9,889</td><td>8,139</td><td>7,793</td></tr>
</table>
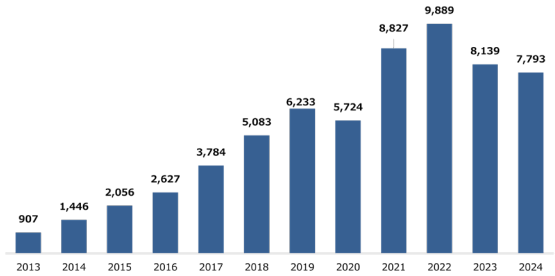

（出所）Japan Startup Finance 2024</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有効性</td><td>要望の措置の適用見込み</td><td>―</td></tr>
<tr><td>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</td><td>要件や手続きを見直すことを通じ、我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させる。
本措置の改正による効果を含め、スタートアップ等への投資が増加することで、我が国におけるスタートアップの創出・育成等が促進される。</td></tr>
<tr><td>相当性</td><td>当該要望項目以外の税制上の措置</td><td>―</td></tr>
</table>

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	海外とのイコールフッティングを図り、スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する観点から、本措置の要件や手続きを見直すことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	各年度の適用件数及び適用額のとりまとめデータは無く把握は困難。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	国際金融センターの地位確立に向けては、道半ばであり、引き続き所要の措置が必要。
これまでの要望経緯			平成 21 年度　創設。 平成 22 年度　本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。 令和３年度　ファンド・オブ・ファンズの場合の持分割合要件の判定上、一定の要件を満たす場合に、ファンド・オブ・ファンズ単位で判定されるのではなく、組合員単位で判定されることとされた。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">法人税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置を延長すること。

平年度の減収見込額 ― 百万円
（制度自体の減収額） （ ― 百万円）
（改正増減収額） （ ― 百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴ 政策目的

勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の運用環境を整備すること。

⑵ 施策の必要性

勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃又は課税停止措置を延長することで、企業年金等の健全な育成及び適正な運用を図る必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－1　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の運用環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金及び適格退職年金等の積立金に適用される。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等の運用環境が安定すると見込まれることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等が安定すると見込まれることから、妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金及び適格退職年金等の積立金への課税が凍結されている。</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>経済状況を踏まえると、年金資産の維持・安定が図られており、金融市場の担い手としての年金基金等が安定していることから、有効である。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>平成 11 年度改正により特別法人税の課税が凍結（２年間）。
その後の改正により凍結期間は９回延長。
直近では令和５年改正により３年間延長され、令和８年３月末まで課税凍結中。</td></tr>
</table>

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

<table>
<tr><td>項　目　名</td><td colspan="3">教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">贈与税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、贈与された資産が教育資金として有効に活用されることを促す観点から、令和８年３月末までの時限措置とされている本特例を延長すること。

平年度の減収見込額　—　百万円
（制度自体の減収額）（▲17,000 百万円）
（改正増減収額）（　—　百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て（父母）世代は、子供の教育費等に備えて貯蓄を行う傾向にあり、家計の余剰資金が経済に寄与しづらい状況があった。
このような中で、教育費に係る贈与を、信託という形で一括して行うことを可能とする本制度を平成 25 年４月１日から開始した。これにより、祖父母世代である高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」の有効活用が促進されるとともに、経済の活性化にも寄与してきたところであり、制度開始以降の契約件数は年々増加している。
そのため、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を促すことを目的として、本制度の延長を要望する。

⑵　施策の必要性
我が国の個人金融資産は、約 2,000 兆円もの規模であるが、金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況にある。また、金融資産の約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を控える傾向が見られる。
そのため、本施策の延長により、高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、贈与された資金が教育資金として有効に活用されることを促す必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	―
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	幼稚園から大学（博士課程）卒業・修了までの教育費は約1,800万円（※１）、留学に要する費用は約600～700万円（※２）である。子供の学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、子育て世代の負担は依然として大きく、措置の延長が必要である。 （※１）公私立の平均。高校以下でも私立学校に通うと、最大3,000万円となる。 （出典：文部科学省「令和５年度子供の学習費調査報告書」 日本学生支援機構「令和４年度学生生活調査結果」） （※２）米国の公立大学に１年間留学した場合。 （出典：トビタテ！留学JAPANHPより 各国留学ガイドブック（各国大使館監修資料、恵文社発行））
	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、利用者が増加することが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の延長により、資産の世代間移転が更に促進され、将来を担う人材の育成が更に強化されるとともに、子育て世代の子どもの教育費に対する不安を和らげ消費活動が活性化すると考えられることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産を有効活用する観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	本措置が導入されてから令和７年３月末までで、契約件数 274,964 件、贈与された金額約２兆 1,041 億円。（信託協会調べ）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	―
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られている。 実際に、信託を設定している金額のうち、令和７年３月現在で約１兆 1,771 億円が既に引き出されており、世代間資産移転がなされていることから、本措置は有効である。
		前回要望時の達成目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	信託協会の調査によれば、利用者（贈与を受けた者の親）の約６割は「子供の将来の選択肢（進学先等）が広がることが期待できる」と、約８割は「教育資金に係る生計の負担が軽くなった」等と回答しているが、国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き高齢者に偏重している個人金融資産の世代間移転を促す必要がある。
これまでの要望経緯			平成 25 年４月１日に新設。 平成 27 年度税制改正で延長・拡充。 平成 29 年度税制改正で拡充。 平成 31 年度税制改正で延長・拡充。 令和３年度税制改正で延長。 令和５年度税制改正で延長。

令和８年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">登録免許税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率（本則 0.4%、特例 0.3%）について、軽減措置を３年間（令和 11 年３月 31 日まで）延長する。

※「制度自体の減収額」（▲80,000 百万円）には、土地の売買による所有権の移転登記に係る登録免許税の減収額を含む。

（関係条文：租税特別措置法第 72 条第１項、
登録免許税法別表１ー（十）イ）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>平年度の減収見込額

（制度自体の減収額）

（改正増減収額）</td><td>―　百万円
（▲80,000 百万円）
※土地の売買による所有権の移転登記に係る登録免許税の減収額を含む。
（　―　百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
土地の信託の活用による不動産証券化などの土地の流動化・有効利用の促進を図り、経済の好循環を加速・拡大させる。

⑵　施策の必要性
現行の土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置については、土地の流動化・有効活用の促進を図るため、土地の売買による所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置と併せて講じられている。
現下の経済状況については、緩やかな回復が続くことが期待されるが、物価上昇や、通商政策などアメリカの政策動向等が景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があるところ。「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和７年６月 13 日閣議決定）においては、「国内投資の拡大（中略）等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する」こととされている。
このように、政府として内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造の構築に向けて取り組む上で、取引コストを抑え、土地取引を活性化し、土地の有効活用を促進するとともに、土地取引に付随して建設投資や設備投資が行われることにより、経済の好循環を加速・拡大させることは重要である。
また、土地市場の状況としては、土地取引件数がリーマンショック後に急落して以降、低い水準で横ばいとなっている中、地価は上昇傾向にあり、価格に比例する登録免許税の負担増が、土地取引の停滞を招きかねないことから、引き続き本特例を措置し、土地取引の活性化による土地の有効活用を促進する必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	土地の信託の活用による不動産証券化などの土地の流動化・有効利用を促進し、不動産投資市場の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	３年間（令和８年４月１日～令和 11 年３月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	不動産の信託の残高は、軽減措置が導入された平成 15 年度以降大幅に増加（平成 15 年３月末　9.0 兆円、令和７年３月末 71.3 兆円）しており、不動産投資市場の活性化を図るとの目標達成に向け順調に推移している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和８年度～令和 10 年度の各年度：3,771 件 （令和３年度～令和５年度適用実績の平均値） （参考）不動産の信託の残高 令和５年３月末　58.8 兆円 令和６年３月末　65.1 兆円 令和７年３月末　71.3 兆円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置を延長し、土地の流動化に係るコストを軽減することは、不動産投資市場を活性化させ、経済の好循環を加速・拡大させるために有効な手段である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―

		要望の措置の妥当性	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置を延長し、土地の流動化に係るコストを軽減することは、不動産投資市場を活性化させると考えられることから、本要望は、適正かつ妥当なものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減件数 令和３年度　3,157 件 令和４年度　4,236 件 令和５年度　3,920 件 （前回要望時の適用見込み件数：平年度 2,612 件） 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の減収額 令和３年度　７億円 令和４年度　６億円 令和５年度　７億円 （前回要望時の減収見込み：平年度４億円） ※適用件数は「登記統計」（「条項別　租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額」）から引用。減収額は「登記統計」（「条項別　租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額」）の納付額から推計。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置が設けられて以降、不動産の信託の残高は大幅に増加（平成 15 年３月末　9.0 兆円、令和７年３月末　71.3 兆円）しており、不動産投資市場を活性化させるために大きく寄与している。
		前回要望時の達成目標	土地の信託の活用による不動産証券化などの土地の流動化・有効利用を促進し、不動産投資市場の活性化を図る。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	不動産の信託の残高は、前回要望時から増加傾向（令和４年３月末　53.4 兆円、令和７年３月末　71.3 兆円）にあり、不動産投資市場の活性化を図ることに寄与している。
これまでの要望経緯			平成 15 年度　創設 平成 18 年度　２年間延長 平成 20 年度　３年間延長 （平成 21 年度より１年毎に段階的に税率を引き上げ） 平成 21 年度　段階的税率引き上げを２年間据え置き 平成 25 年度　２年間延長 平成 27 年度　２年間延長 平成 29 年度　２年間延長 令和元年度　２年間延長 令和３年度　２年間延長 令和５年度　３年間延長